

間仕切壁の位置の変更に係る指針 —構造方法等の認定におけるあらかじめの検討—

＜本指針の取り扱いについて＞

- ・ 構造安全性検証（建築基準法第20条）、耐火性能検証（建築基準法施行令第108条の3）及び避難安全検証（建築基準法施行令第129条の2・第129条の2の2）に係る構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）については、従前も、申請者がパターンを固定した計画を複数提示した場合にあっては、それぞれの計画について安全性を検証し、新たな認定を取得せずに計画の変更を行うことが可能となっておりましたが、今般、構造安全性検証等に係る大臣認定を用いた建築物の計画変更の取扱いについて、その合理的な運用を図るため、間仕切壁の位置の変更については、従前の取扱い方法に加えて、より柔軟に計画の変更に対応できるようにするための指針を提示することといたします。
- ・ 申請者は、下記の各項目について、あらかじめ安全性についての検討を行うことで、間仕切壁の位置の変更を見込んだ大臣認定を取得することが可能です。あらかじめの検討によって幅のある認定を取得している場合、認定の中で規定されている範囲内における変更に限っては、新たな認定を取得することなく、計画を変更することが可能となります。なお、構造安全性検証、耐火性能検証又は避難安全検証のうち、複数の検証に係る大臣認定を取得する場合にあっては、該当する全ての検証について、あらかじめの検討を行う必要があります。
- ・ なお、本指針の取扱いについては、申請者は、当財団と十分に相談する必要があります。

記

1. 構造安全性能検証

- ◆ 想定される間仕切壁の最大荷重（長さ）をあらかじめ見込んだ状態で構造設計を行い、最大荷重より少ない荷重であれば間仕切壁を設置することを可能とする。例えば、間仕切壁の長さの合計は20 m以内とする等。
- ◆ 間仕切壁の設置位置により、荷重の偏りを生じる可能性がある場合は、想定される荷重の偏りのうち、最大となる状況（建築物の端部に集中する等、偏心率が最大となる場合）に対して検討を行うこと。具体的には、想定される間仕切壁の荷重のすべてが一箇所に集中する場合等、偏心率が最大になる場合について検討を行う。

2. 耐火性能検証

- ◆防火区画の範囲内において、もっとも間仕切壁の総量（荷重及び総発熱量）が最も大きくなった場合及び火災が最も激しい場合について検証することで、間仕切壁の位置の変更（壁の総量が増える変更及び火災性状が激しくなる変更は除く。）を可能とする。なお、火災性状に関するパラメーター（火災室の形状、開口条件、周壁条件等）はできる限り固定する。
- ◆対象とする間仕切壁については、告示に示される火災室の選定方法（2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説 p43 参照）の具体的な判断基準による火災室内の軽微な間仕切壁とする。なお、上記の具体的な判断基準で示されている例示以外の間仕切壁の場合は、設計者自身が当該間仕切壁の耐火時間を実験等で確認し、その耐火時間を考慮した検討を行い、当財団においてその検討についての検証を行うものとする。

3 避難安全性能検証について

①居室内居室を含まない場合

- ◆想定する間仕切壁等の変更ルールにて、全ての居室が廊下へ直接避難できる出入口を有している計画（居室内居室を含まない計画）の場合、間仕切壁の位置の変更（壁の総量（荷重及び総発熱量）が増える変更は除く）を見込んだ検討を可能とする。

検討方法としては、設計者が想定する間仕切壁等の変更ルールの範囲で最も危険側となる計画を根拠も含めて示した上で検討を行い、当財団がその検討についての検証を行うものとする。（図 3-1 の赤の破線が間仕切壁の位置）。

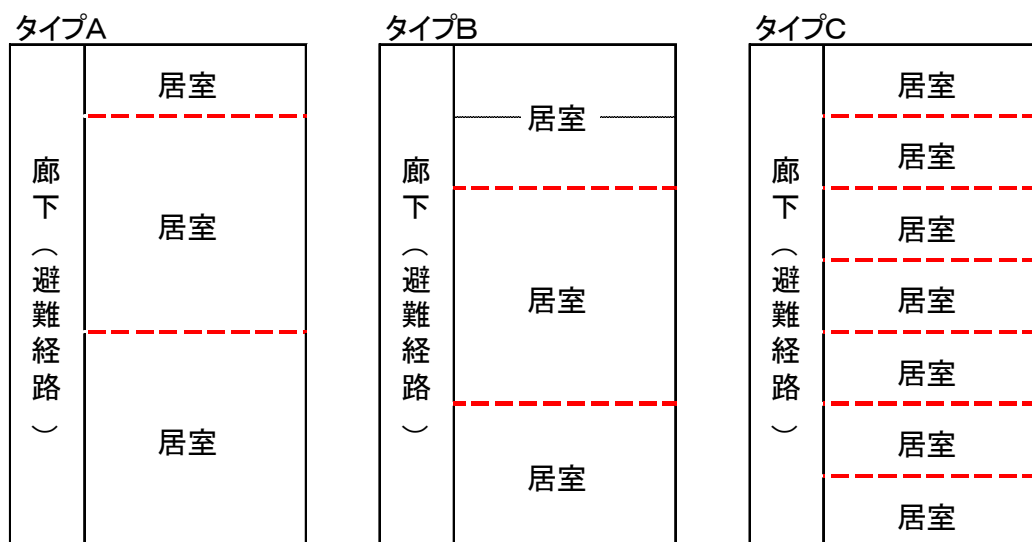


図 3-1 居室内居室を含まない場合（例）

②居室内居室を含む場合

- ◆居室から廊下への避難する時に他の居室を介して避難する計画（居室内居室を含む計画）の場合、間仕切壁の位置の変更（壁の総量が増える変更は除く）について、あらかじめ検討を行うことを可能とする。
- ◆検討方法としては、設計者が想定する間仕切壁等の変更ルールで最も危険側となる計画を根拠も含めて示した上で検討を行い、当財団がその検討についての検証を行うものとする。

※居室内居室の取り扱いについて

居室内居室の取り扱いの中で最も大きな問題として、避難開始が一斉避難とみなせるか、又は火災覚知の遅れを見込む必要があるかのどちらに設定できるかによるところが大きい。現状は判断基準を作成することが非常に難しいため実際の計画により判断しているが、「あらかじめ検討」では想定する間仕切壁等の変更ルールの中にどのようなルールとして示すことができるか今後検討が必要であると考え。ここでは、明らかに判断できると考える計画について示すこととする。

- (i) 附属室から基準室の様子を容易に確認することができる場合
→避難開始が一斉避難とみなせる場合

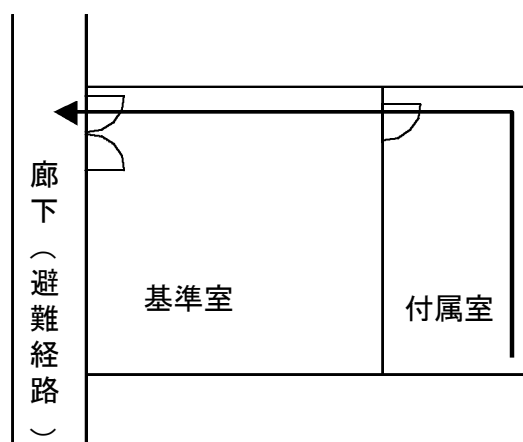


図 3-2 避難開始が一斉避難とみなせる場合

- (ii) 附属室から廊下に至るまでの経路において複数の室がある場合
→階避難開始に火災覚知の遅れを見込む必要がある場合

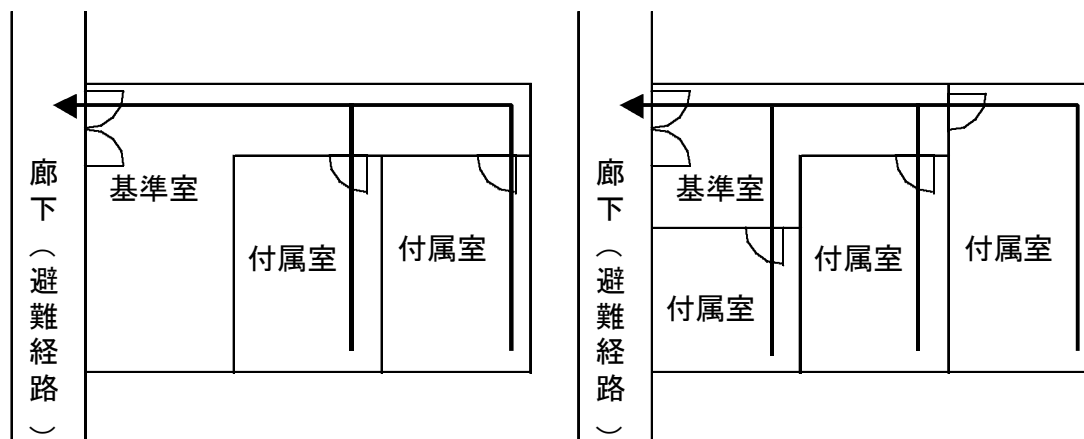


図 3-3 避難開始に火災覚知の遅れを見込む必要がある場合

③その他

- ◆設計者が複数の想定プランを提示し、そのすべての計画について安全性を検討する方法としてのあらかじめ検討は従前通り可能とする。
- ◆一方を検証すれば、あきらかに他方が安全であることを確かめることが出来る場合については、実際の計算を省略することを許容する。
- ◆想定する間仕切壁等の変更ルールは、階避難安全性能及び全館避難安全性能においても、設計者が想定する間仕切壁等の変更ルールの範囲で最も危険側となる計画を根拠も含めて示した上で検討を行い、当財団において当該検討についての検証を行うものとする。

4. まとめ

- ◆上記 1～3 までに掲げる構造安全性能・耐火性能・避難安全性能に係るすべてのルールを満たす範囲内において、間仕切壁の位置の変更は可能である。
- ◆想定する間仕切壁等の変更ルールの中で、申請者は仕様と適用範囲を明確にする必要がある。
- ◆想定する間仕切壁等の変更ルールに示す項目において、特に適用範囲で示す項目についてはできる限り建築主事が通常の確認審査に係る内容でまとめる。(例：歩行距離、面積、天井高さ etc)
- ◆建築確認において、建築主事・確認検査機関が、実際の計画が「あらかじめの検討」の範囲内に含まれているかどうかを容易に確かめることができるよう、申請者は設計ルールのチェックリストを作成・提出する必要がある。